弁護士任官推進委員会 連載

経験者に聞く弁護士任官

~弁護士任官制度20周年を迎えて~

第4回

裁判官という仕事の面白み、自由と責任

横浜地方裁判所第8民事部 判事 清野 英之 (51期)

1 はじめに

私は、2012年4月に福岡高等裁判所に任官しました。以後、東京地方裁判所、福島地方裁判所会 津若松支部、東京高等裁判所に順次異動となり、 2022年4月に再任されました。現在、横浜地方裁判 所第8民事部に配属され、任官後12年目を迎えています。

以下、任官後に私が感じた、裁判官という仕事の 面白み、自由と責任について、思いつくところを述 べたいと思います。

2 裁判官という仕事の面白み

(1) 手続の主宰者としての側面

裁判官というと、漠然と、野球・サッカーの審判 やプロレスのレフェリーをイメージする方もおられる かもしれません。しかし、裁判官の仕事の内容は、 スポーツにおける審判やレフェリーとは大分違うと 思います。

一見すると、弁護士は法律の専門家なのだから、 弁護士の主張立証に任せておけば自然に訴訟手続が 進んでいき、裁判官は、最後の判断だけすればよい のではないかと思われるかもしれませんが、そのよう にうまくいく事案ばかりではありません。弁護士は、 事案の内容には関心がありますが、訴訟の手続につ いてはあまり関心がない場合があります(これは、 裁判官が手続の主宰者であるのに対し、弁護士はそ うではないから、立場上やむを得ないことです)。ま た、事案の内容についても、弁護士は、議論が白熱 した結果、事案の全体像を見失い、些末な論点に 入り込んで時間を浪費してしまうことがままありま すが、傍目八目という言葉のとおり、裁判官からは 事案の全体像が良く見えて、何が重要で何がそうで はないかがよくわかるということもあります。

訴訟進行を迷走させないためにも、裁判官には、 大局観に基づき、訴訟進行に積極的に関与すること が求められると思います。私のイメージでは、裁判官 は、訴訟において、映画や舞台作品の監督兼演出家 兼脚本家に近いです。当事者は出演者であり、弁護 士は、作品の原案・原作者といったところでしょうか。 ただし、弁護士が語る原案・原作をそのまま作品の 脚本に採用することができない場合もあるので、適 官、裁判官が法的構成についての誤りや不足、事実 又は証拠の不足を指摘して、脚本を仕上げていくこ とになります。そして、その脚本に基づき、訴訟を あたかも映画や舞台作品の制作のように進行させて、 最終的に一つの作品に仕上げるという点においては、 裁判官は映画や舞台作品における監督的役割を有す るといえます。また、作品を第三者にいかにわかり やすく、かつ見栄えよく見せるかという面において は、演出家的役割を有すると思います。

このように考えると、裁判官にとって、訴訟における判決や和解は最終的に仕上がった作品ということができますが、そこに至る過程や最終的な紛争解決の良し悪しにおいて、裁判官の個性や技能の差が表れます。そこが、裁判官の腕の見せ所であり、仕事のやりがいということができます。

(2) 推理小説の読者的な側面

裁判官には、当事者又は弁護士から、ある事件に ついて謎が提示され、その事件の真相を解いていく という推理小説の読者的な側面があると思います。 一方の当事者から、ある事件の謎について、これが 真相ですよと、一つの解決(ストーリー)が提示さ れますが、反対の当事者からは、同じ事件について、 別の解決やものの見方(アナザーストーリー)が提 示されることとなります。ただし、民事事件におい ては、刑事事件と異なり、手掛かりとなる事実や証 拠が乏しいため、事件の真相を読み解くのも容易で はありません。裁判官は、事件の現場にいたわけで はないし、神ならぬ身ですから、提出された乏しい 手掛かりの中から、悩みぬいた末、事件の真相を読 み解くというのは、難しい作業であると同時に、裁 判官の仕事の面白みであるといえます。

(3) 判断者としての側面

先に、裁判官には推理小説の読者的な側面がある と述べましたが、単なる読者にとどまらず、最終的に、 判決(又は和解の前提となる心証)において、当事 者の語る複数の解決のうち、いずれが真相であるの かを自らが決める判断者としての側面があります。 ミステリでいうと、読者が犯人を決めてしまうという ことです。ただし、裁判官が読者的な側面とともに、 自ら真相を決めるという側面を有する反面、裁判官 がした判断というのは、これまた全体として一つの ストーリーですから、第三者からの批判にさらされ ることとなり、このような第三者の批判に耐え得る ものでなければなりません。すなわち、裁判官がし た判断には、結論としての妥当性があることはもち ろん、そこに至る論理の過程が整合的であり、かつ、 法的に正確であることが求められます。この点、悩 ましく、難しい作業ですが、やりがいといえるでし よう。

3 裁判官という仕事の自由と責任

- (1) 裁判官は、仕事の進め方や時間の使い方について、ある程度裁量があります。どの事件をどのくらいの期間をかけて処理するか決められますし、勤務時間の使い方も自由です。事件記録を自宅に持ち帰って起案する方もいれば、朝早く登庁するとか、残業するとか、土日に登庁して仕事をするとか、各裁判官の裁量に委ねられています。このように、実質的な作業時間が長いことはマイナスに感じられるかもしれませんが、誰からも強制されたものではないので、精神的な負担はそれほど多くありません。
- (2) 裁判官の仕事は、その進め方において自由度が高い上、その判断内容においても、他者の干渉を受けることがありません。単独事件については、その審級においては当該裁判官が手続の進行から判断内容についてまで全責任を負い、所属している部の部総括裁判官はもちろん、配属庁の長も口出しすることはできません。国や地方公共団体において、このように上司の関与がなく一人で判断をするという仕事は、裁判所以外にはないのではないかと思います。このような究極の自由と引換えに、裁判官の判断には重い責任がついて回ることになりますし、常に研鑽を怠らないよう努力することが求められます。

4 おわりに

裁判官という仕事について思いつくまま述べたため、その魅力をうまく伝えることができたか心配ですが、一人でも多くの方に裁判官という職業の魅力を知っていただき、任官希望者が増えればよいと思っています。